

ニュース詳細

電気柵に漏電防止装置設置されず

7月21日 18時09分



静岡県西伊豆町で家族連れなど7人が川岸に設置された動物よけの電気柵で感電し、男性2人が死亡した事故で、警察のこれまでの調べで、電気柵には漏電した場合に電気の供給を止める装置が設置されていなかったことが分かり、警察は安全対策に問題がなかったか当時の状況を

詳しく調べています。

19日、静岡県西伊豆町で、2組の家族など合わせて7人が、川岸に設置されていた動物よけの電気柵で相次いで感電し、川崎市宮前区の（みやまえ）尾崎匡友さん（42）と、神奈川県逗子市の岩村知広さん（47）の2人が死亡、5人が重軽傷を負いました。

警察は21日現場検証を行い、電気柵の電線に電気を通すなどして当時の状況を調べました。

これまでの調べで電気柵の電線の一部が切れて川の中に垂れ下がり漏電したとみられています。警察によりますと、この電気柵には漏電した場合に電気の供給を止める装置が設置されていなかったということです。

また、切れた電線はおよそ1.2メートルにわたって川の水につかっていたということです。

法律では、人が容易に立ち入る場所に電気柵を設置する場合には、電気を遮断する漏電遮断機をつけることとされていて、警察は、電気柵の安全対策に問題がなかったか、設置した男性から話を聞くなどして当時の状況を詳しく調べています。

専門家「水中は電気通りやすく非常に危険」

電気電子部門の技術士で、消費者庁の消費者安全調査委員会の専門委員を務める森山哲さんは今回の事故について、「電気は水の中などでは放射状に伝わっていく性質があり、それは川のように流れがある場合でも変わらない。また、光と同じくらいの速さな

ので一気に伝わったと考えられる。陸上では皮膚が絶縁体の役割をするが、水中では皮膚も水に覆われてしまうため電気が通りやすくなり非常に危険だ。ただ、電気柵を設置する際に必要な安全対策がとられていれば、漏電しても人体に影響が出るような事故は起きなかったはずで、今回は電気が流れ続けていたとみられる」と話しています。

電気柵設置の安全基準は

経済産業省によりますと、電気柵を巡っては、6年前の平成21年に兵庫県南あわじ市で、動物よけ用の電気柵に男性が触れて感電し、死亡する事故が起きたことを受けて、設置する際の安全基準が見直されました。この基準は電気事業法で定められていて、電気柵の電気を30ボルト以上の電源から供給するときには、人体に影響が出ない程度に電流を小さくしたり、間隔を置いて流したりするための電源装置を使用することや、人が容易に立ち入る場所に設置する場合には、0.1秒以内に電気を遮断する漏電遮断機をつけることとしています。さらに、電気柵を設置していることが周囲の人が簡単に確認できるように注意を促す表示を行うことを求めています。

これらの基準を満たさない違法な電気柵については、国が設置した人に対して回収するよう指導したり、基準を満たすよう命令をかけたたりすることができ、それでも従わない場合には罰金が科されます。